

中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）第7条の各号の規定に基づき、契約を解除もしくは契約が解除となる共済契約に係る解約手当金を請求する共済契約者は、この要領に定めるところによるものとする。

■解約手当金請求書の記入要領

1. 解約手当金の請求に必要な書類

解約手当金を請求する場合は、裏面に記載したところにより必要な書類を請求書に添えて提出して下さい。

2. 解約手当金の請求に必要な手続

共済契約者が預金口座振替によって掛金を払込んでいた場合にあっては、その預金口座の届出印を預金口座振替をしていた金融機関に持参し、「中小企業倒産防止共済掛金預金口座振替解約申出書（様式[㊦]204）」を提出して下さい。

3. 解約手当金の請求書の記入要領

解約手当金の請求書の記入については、次の事項に留意のうえ①～⑬の番号順にそれぞれ記入して下さい。

なお、電算機処理をしますので楷書でハッキリと記入して下さい。

① 共済契約者番号の欄

共済契約締結証書と同じ共済契約者番号を記入して下さい。

② 事業所の名称の欄

漢字及びフリガナの欄に会社・組合名・屋号等を記入して下さい。

③ 代表者氏名又は個人事業主氏名の欄

漢字及びフリガナの欄にそれぞれ記入して下さい。

④ 押印の欄

法人の場合は法人の実印、個人事業主の場合には個人の実印を押印し、印鑑証明書を添えて下さい。但し請求の事由が11・12・31・32であって共済契約締結証書を添えて請求する場合は印鑑証明書は不要です。

⑤ 請求者の住所の欄

漢字及びフリガナの欄にそれぞれ記入して下さい。又、電話番号及び共済契約者との続柄も記入して下さい。

⑥ 送金通知書の送付先住所の欄

機構が解約手当金の支払決定をしますと、請求者に送金通知書を送付しますので、この送金通知書を受け取るのに都合の良い住所を漢字及びフリガナ欄に記入して下さい。

⑦ 解約手当金の受取方法及び受取金融機関名の欄

解約手当金の受取方法としては、口座振込の方法と窓口受取の方法がありますので、請求者は、いずれかの方法を選んで、それぞれ次の要領により、必要事項を記入して下さい。

(ア) 口座振込の方法を希望する場合

これは機構が解約手当金を請求者の口座に振込む方法です。

この場合は、1. 口座振込の欄を ○ で囲み、金融機関名（例えば○○銀行○○支店）、預金種目（1. 普通、2. 当座のいずれかを ○ で囲む。）及び口座番号（7桁の数字）を記入し、当該口座のある金融機関で請求者本人の口座であることの確認をうけ、金融機関確認の印の押印を受けて下さい。

(イ) 窓口受取の方法を希望する場合

これは機構から送付する支払通知書を金融機関に持参し、現金と引き換える方法です。

この場合は、2 窓口受取の欄を○で囲み、希望する金融機関名（例えば○○銀行○○支店）を記入して下さい。なお、支払通知書の送付先は登録の住所となります。

⑧ 事由発生日月の欄

機構が記入しますので、記入不要です。

⑨ 事由の欄

解約手当金の請求事由について、コード欄の該当する番号に○印をつけて下さい。

⑩ 共済契約解除申出の欄

解約手当金の請求事由が「個人事業主の任意解除」及び「法人の任意解除」に該当する場合のみ、共済契約者名を記入し、押印して下さい。

⑪ 添付した書類の欄

請求書に添付される書類のうち該当する番号に○印をつけて下さい。

⑫ 共済契約者氏名の欄

共済契約者の氏名を漢字及びフリガナの欄に記入して下さい。（個人事業主の死亡による請求の場合）

⑬ 委託団体又は代理店の記入の欄

この欄は、機構の中小企業倒産防止共済業務に関する委託団体又は代理店が記入する欄ですので、請求者は記入しないで下さい。

■解約手当金の請求に関する注意事項

1. 解約手当金の支給率について

共済契約が、下記事由により解除された場合に支給される解約手当金の額は、解除までの納付済掛金総額に、下表の掛金納付月数に応じた支給率を乗じて得た額となります。

(注) 既に共済金及び一時貸付金の貸付けを受けている共済契約者で、未償還金額がある場合は解約手当金から控除されます。

※⑨ コード	事由 (該当する事由コードNo.に○を付して下さい。)	〔支給率〕			
		掛金を納付した月数	任意解約	みなし解約	機構解約
11	個人事業主の任意解除	1月～11月	0%	0%	0%
12	法人の任意解除				
21	個人事業主の死亡				
22	法人の解散	24月～29月	85%	90%	80%
23	個人事業主の事業譲渡				
24	法人の事業譲渡	30月～35月	90%	95%	85%
25	会社の分割				
31	個人事業主に対する機構解除	36月～39月	95%	100%	90%
32	法人に対する機構解除				
		40月以上	100%	100%	95%

2. 解約手当金算定後の収納掛金について

解約手当金額の算定後、更に掛金の収納が確認された場合（機構での掛金収納の確認は1か月遅れとなります。）は、解約手当金の支払と同一の受取方法で後日支払うこととなります。

3. 解約手当金の税法上の取扱いについて

共済契約が解除されたことにより支給される解約手当金は、個人の場合は事業所得の雑収入、法人の場合は益金となります。